十六	災害により被害を受けた者	災害により被害を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資すること
十七	証券化の手法を用いて無担保による資金を調達しようとする者	証券化の手法を用いて中小企業に対する担保に依存しない資金供給の円滑化及び証券化市場の育成を図ること

○文部科学省告示第六十三号

図書館法施行規則（昭和二十五年文部省令第二十七号）第十一条の規定に基づき、平成二十三年度に実施する司書及び司書補の講習について、受講者の人数、選定の方法、講習を行う大学、講習の期間等を次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

文部科学大臣　髙木　義明

実施大学	講習の別	講習の期間	受講者の人数	受講申込期間	受講者の選定の方法	講習の実施場所
富士大学	司書	七月十九日～九月十三日	七十名	四月十八日～七月八日	作文及び書類審査	岩手県花巻市下根子四五〇の三 富士大学校舎 電話〇一九八（二三）六二二一
	司書補	七月十九日～八月二十七日	四十名			
聖学院大学	司書	七月二十二日～九月二十四日	百名	四月十五日～六月二十一日	作文及び書類審査	埼玉県上尾市戸崎一の一 聖学院大学校舎 電話〇四八（七二五）五四六一
聖徳大学	司書	七月二十五日～九月十七日	百名	四月四日～五月二十日	作文及び書類審査	千葉県松戸市岩瀬五五〇 聖徳大学 新一号館、三号館、七号館 電話〇四七（三六五）三六〇一
	司書補	八月五日～九月十日	五十名			
亜細亜大学	司書	七月三十日～九月二十四日	百二十名	四月一日～五月二十一日	作文及び書類審査	東京都武蔵野市境五の二四の一〇 亜細亜大学二号館、七号館 電話〇四二二（三六）三三三六
明治大学	司書	七月十九日～九月十日	百名	四月一日～五月十三日	作文及び書類審査	東京都千代田区神田駿河台一の一 明治大学駿河台キャンパス アカデミーコモン 電話〇三（三二九六）四四二三
	司書（メディア）	七月二日～三月十二日	百名			
鶴見大学	司書	七月十五日～九月五日	百二十名	四月一日～六月三日	作文及び書類審査	神奈川県横浜市鶴見区鶴見二の一の三 鶴見大学校舎 電話〇四五（五八一）一〇〇一
	司書補	七月十五日～九月十五日	五十名			

○文部科学省告示第六十四号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和六十二年文部省令第一号）第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

文部科学大臣　髙木　義明

中部学院大学	司書	七月十三日～九月八日	八十名	四月一日～六月三十日	作文及び書類審査	岐阜県関市桐ヶ丘二の一 中部学院大学校舎 電話〇五七五（二四）九四六〇
愛知学院大学	司書	七月十五日～九月十七日	二百名	四月四日～五月六日	作文及び書類審査	愛知県日進市岩崎町阿良池一二 愛知学院大学日進キャンパス 電話〇五六一（七三）一一一一
	司書補	七月十六日～八月二十七日	五十名			
滋賀文教短期大学	司書	七月二十一日～九月三十日	五十名	五月六日～五月二十七日	作文及び書類審査	滋賀県長浜市田村町三三五 滋賀文教短期大学校舎 電話〇七四九（六三）五八一五
桃山学院大学	司書	六月二十一日～九月十二日	二百名	五月六日～六月十九日	作文及び書類審査	大阪府和泉市まなび野一の一 桃山学院大学和泉キャンパス 電話〇七二五（五四）三一三一
	司書補	七月二日～九月十二日	五十名	五月六日～五月十九日		
広島文教女子大学	司書	七月二十日～九月十七日	七十名	四月十八日～五月二十日	作文及び書類審査	広島県広島市安佐北区可部東一の二の一 広島文教女子大学六号館 電話〇八二（八一四）九九九二
別府大学	司書	八月一日～九月二十六日	百六十名	四月八日～六月十日	書類審査	大分県別府市北石垣八二 別府大学校舎 電話〇九七七（六六）九六三五
	司書補	八月一日～九月十日	五十名			
鹿児島国際大学	司書	七月二十六日～九月二十四日	四十名	五月九日～五月三十一日	書類審査	鹿児島県鹿児島市坂之上八の三四の一 鹿児島国際大学附属図書館 電話〇九九（二六一）三二一一

備考　受講の申込手続は、各大学において行う。詳細は、各大学へ直接問い合わせること。